



節分を迎え、春の兆しがあちこちで見られるようになりました。皆様には、卒業式や一年の締めくくりに向けて気合いを入れてみえることでしょう。事務センターでは、年度末・始めの膨大な事務処理への準備と、市会計や旅費など締めに応じた事務処理に忙しく過ごしています。体調管理は万全にして、予定通り仕事を進められるといいですね。

市会計・・配当予算締め切りに向けて



市費会計は単年度で締め切ります。ピアノの調律代や灯油など3月でなければ執行できない物を除いて、請求書の締め切りは2月末日です。用紙・インク・マスターの消耗品などは、4月になって予算配当されるまでを見越して購入します。消耗品やコピーなど、予想外の使用は困りますので、担当で必要な物がある場合は事務職員とよく連絡・相談し合ってください。

ひと言

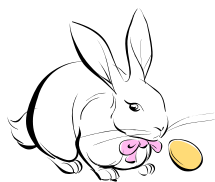
予算は有限です

用紙がたくさんあるから大丈夫と、プリント配布する必要のない物まで、印刷していませんか？ ISOやエコロジーの観点からも、「前に配布してるけど、ここまでプリントする必要があるのかな」と疑問に思ったプリントは、思い切って違う方法で提示してみましょう。効果が同じであれば、その方がいいに違いありません。それらの積み重ねが、ちりとりや整理かごなどの備品的な消耗品の充実につながります。清潔で乱れない環境のなかで学習を進めるためにも、今のプリント、もう一度見直してみましょう。

共済組合・・短期掛金率が引き上げになります

短期給付事業⇒民間でいう健康保険に代わる制度で、療養給付・休業給付・災害給付などがある

		H16・4～H23.3	H23.4～H24.3	H24.4～
掛金率	給料	37.0	42.0	47.0
	期末勤勉等	29.6	33.6	37.6
負担金率	給料	37.0	42.0	47.0
	期末勤勉等	29.6	33.6	37.6



確定申告について

2月16日～3月15日まで

学校で行った年末調整以降に変更があった方、非常勤講師の方、ローンを利用して住宅を取得した方などに該当する方は確定申告をしてください。詳しくは、国税庁のホームページなどをご覧ください。

例えば……医療費控除

本人及び生計を一にする親族の医療費の支払いで、「100,000円または、総所得の5%のいずれか少ない方」を超える金額が控除対象になります。美容・健康増進・予防や検査を除き、医師・歯科医師・鍼灸師・あん摩など資格のある者が行った診療・治療・療養の領収書をもとに申請できます。介護に伴う看護師の費用等も該当になります。